

## 内閣総理大臣等の退職手当

	退職手当の額 (万円)	備 考
内閣総理大臣	5 2 4	在職期間 4 年の場合
最高裁判所長官	4, 9 4 4	在職期間 1 0 年の場合
最高裁判所判事	3, 6 0 7	同 上

参考：退職手当の計算方法

内閣総理大臣

基本額（俸給月額×在職年数に応じた支給率）＋調整額（基本額×6/100）

在職 4 年の場合：206 万円×0.6×4 年＋206 万円×0.6×4 年×6/100

最高裁判所長官、判事

退職時における報酬月額×勤続年数×240/100

長官（在職 1 0 年の場合）：206 万円×10 年×240/100

判事（        ”        ）：150.3 万円×10 年×240/100

※最高裁判事の退職金は、平成 18 年度から大幅な見直しを実施

支給率をこれまでの 650/100 から 240/100 とし、従来の約 1/3 の額とした。